平成２７年（フ）第１１４号
長野市稲田３丁目36番１―202号
債務者　北島　裕一
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
岐阜県可児市広見1729番地１　メゾン・アルカディア205、前住所岐阜県高山市七日町３丁目64番地　ひらのハイツ102号
債務者　永澤　裕幸
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第７４号
広島県呉市阿賀北６丁目３番10―304号
債務者　飯田　　学
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高盛　政博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２３８号
岩手県花巻市星が丘２丁目29番13号
債務者　髙橋　将光
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８１９号
埼玉県川口市大字東本郷1017番地　シンセリティーＡ〇―106号
債務者　石濱　和男
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
埼玉県羽生市大字日野手新田48番地１
債務者　岡戸　孝仁
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　一哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０６４号
札幌市白石区南郷通７丁目南６番17―301号
債務者　薄井　和也
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１０６号
名古屋市港区正保町３丁目１番地　正保荘１棟704号、住民票上の住所名古屋市西区城町258番地
債務者　森　　充啓
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９８号
埼玉県川口市柳崎４丁目12番11―308号　レスペディーザ柳崎
債務者　中村　　亨
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
三重県鳥羽市若杉町３番21号　若杉団地63号
債務者　西岡　宗道
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０４号
函館市大手町10番15―202号
債務者　畑中　宏一
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
三重県鳥羽市安楽島町1075番地89　鳥羽リゾートビラ406号、前住所三重県鳥羽市安楽島町1075番地25
債務者　杉田　　実
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２８３３号
大阪府門真市五月田町15番１―303号
債務者　北崎　幸雄
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８２号
大阪府守口市日光町３番９―101号
債務者　細見　愛佳（旧姓八木・長井）
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９６５号
大阪府東大阪市荒本１丁目７番28―406号
債務者　瀬川　ユミ
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８１号
大阪市東成区大今里南１丁目26番16号サカエマンション205号
債務者　松岡　令子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５号
千葉県野田市中野台242番地の８　ジュネパレス野田205
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部